



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 特定計量器の定期検査（県民生活課） ..... 1
- 区営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課） ..... 2
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課） ..... 3
- 漁業災害補償法に基づく単位漁場区域の設定（水産課） ..... 3
- 漁業の許可の申請期間及び起業の認可の申請期間（水産課） ..... 4

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課） ..... 5
- 特定調達契約に係る落札者の決定・3件（警察本部会計課） ..... 5

### 訓 令

- 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程（薬務衛生課） ..... 6

### 教育委員会事項

- 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則 ..... 8

## 告 示

### 沖縄県告示第525号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成20年 8 月 29 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査区域	検査期日	検査場所
南大東村	平成20年10月7日(火曜日) 午後1時から午後4時まで	南大東村役場
北大東村	平成20年10月21日(火曜日) 午前10時から午後2時まで	北大東村役場
うるま市	平成20年11月5日(水曜日) 午前11時から午後3時まで	江洲公民館
	平成20年11月6日(木曜日) 午前11時から午後3時まで	平良川公民館
	平成20年11月7日(金曜日) 午前11時から午後3時まで	栄野比公民館
	平成20年11月10日(月曜日) 午前11時から午後3時まで	みどり町3・4丁目公民館
	平成20年11月11日(火曜日) 午前11時から午後3時まで	うるま市石川庁舎
宜野湾市	平成20年11月12日(水曜日) 午前11時から午後3時まで	宜野湾公民館

	平成20年11月13日(木曜日) 午前11時から午後3時まで	大山公民館
	平成20年11月14日(金曜日) 午前11時から午後3時まで	普天間三区公民館
浦添市	平成20年11月20日(木曜日) 午前11時から午後3時まで	牧港公民館
	平成20年11月21日(金曜日) 午前11時から午後3時まで	屋富祖公民館
	平成20年11月25日(火曜日) 午前11時から午後3時まで	中央卸売市場
	平成20年11月26日(水曜日) 午前11時から午後3時まで	内間公民館
沖縄市	平成20年12月3日(水曜日) 午前11時から午後3時まで	産業交流センター
	平成20年12月4日(木曜日) 午前11時から午後3時まで	諸見里自治会事務所
	平成20年12月5日(金曜日) 午前11時から午後3時まで	登川自治会事務所
	平成20年12月8日(月曜日) 午前11時から午後3時まで	松本自治会事務所
	平成20年12月9日(火曜日) 午前11時から午後3時まで	経済連中部市場
	平成20年12月10日(水曜日) 午前11時から午後3時まで	安慶田自治会事務所
	平成20年12月11日(木曜日) 午前11時から午後3時まで	山内自治会事務所

注意 検査時間のうち、正午から午後1時までの時間については、検査を行わない。

## 2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査区域	検査期日	検査場所
南大東村	平成20年10月7日(火曜日)から平成20年12月22日(月曜日)まで	計量器の取り付けてある土地又は建物その他工作物の所在の場所
北大東村	平成20年10月21日(火曜日)から平成20年12月22日(月曜日)まで	
うるま市	平成20年11月5日(水曜日)から平成20年12月22日(月曜日)まで	
宜野湾市	平成20年11月12日(水曜日)から平成20年12月22日(月曜日)まで	
浦添市	平成20年11月20日(木曜日)から平成20年12月22日(月曜日)まで	
沖縄市	平成20年12月3日(水曜日)から平成20年12月22日(月曜日)まで	

## 沖縄県告示第526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、糸満市米須土地改良区から申請のあった米須西地区土地改良事業（区画整理・客土）計画の変更について、平成20年8月14日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年8月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 縦覧に供する期間 平成20年9月1日から同月30日まで
- 縦覧に供する場所 糸満市役所
- その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 沖縄県告示第527号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成20年8月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 石垣市字真栄里103番2・103番3・103番7・104番2・104番3・104番5・104番6・109番5・109番6
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

## 沖縄県告示第528号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定に基づく単位漁場区域を次のように定め、平成20年9月1日から施行する。

平成16年沖縄県告示第493号（漁業災害補償法に基づく単位漁場区域の設定）は、廃止する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成20年9月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成20年9月1日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成20年8月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式1年魚かんぱち養殖業、小割り式2年魚かんぱち養殖業及び小割り式3年魚かんぱち養殖業

加入区の名称	単位漁場区域
伊平屋加入区	特定区画漁業権特区第10号の漁場の区域
羽地第1加入区	特定区画漁業権特区第44号の漁場の区域
羽地第2加入区	特定区画漁業権特区第52号の漁場の区域
羽地第3加入区	特定区画漁業権特区第53号の漁場の区域
羽地第4加入区	特定区画漁業権特区第54号の漁場の区域
羽地第5加入区	特定区画漁業権特区第55号の漁場の区域
羽地第6加入区	特定区画漁業権特区第56号の漁場の区域
今帰仁第1加入区	特定区画漁業権特区第60号の漁場の区域
今帰仁第2加入区	特定区画漁業権特区第61号の漁場の区域
本部加入区	特定区画漁業権特区第74号の漁場の区域
伊江加入区	特定区画漁業権特区第89号の漁場の区域
名護加入区	特定区画漁業権特区第93号の漁場の区域
金武加入区	特定区画漁業権特区第120号の漁場の区域
石川加入区	特定区画漁業権特区第125号の漁場の区域
与那城第1加入区	特定区画漁業権特区第135号の漁場の区域
与那城第2加入区	特定区画漁業権特区第145号の漁場の区域
与那城第3加入区	特定区画漁業権特区第147号の漁場の区域

読谷第1加入区	特定区画漁業権特区第183号の漁場の区域
読谷第2加入区	特定区画漁業権特区第186号の漁場の区域
北谷第1加入区	特定区画漁業権特区第190号の漁場の区域
北谷第2加入区	特定区画漁業権特区第196号の漁場の区域
北谷第3加入区	特定区画漁業権特区第197号の漁場の区域
北谷第4加入区	特定区画漁業権特区第198号の漁場の区域
浦添宜野湾第1加入区	特定区画漁業権特区第199号の漁場の区域
浦添宜野湾第2加入区	特定区画漁業権特区第200号の漁場の区域
糸満加入区	特定区画漁業権特区第219号の漁場の区域
渡嘉敷第1加入区	特定区画漁業権特区第232号の漁場の区域
渡嘉敷第2加入区	特定区画漁業権特区第235号の漁場の区域
座間味第1加入区	特定区画漁業権特区第245号の漁場の区域
座間味第2加入区	特定区画漁業権特区第249号の漁場の区域
伊良部加入区	特定区画漁業権特区第300号の漁場の区域
八重山加入区	特定区画漁業権特区第323号の漁場の区域

## 2 1年貝真珠養殖業及び2年貝真珠養殖業

加入区の名 称	単 位 漁 場 区 域
羽地第1加入区	区画漁業権区画第3号の漁場の区域
羽地第2加入区	区画漁業権区画第4号の漁場の区域
今帰仁加入区	区画漁業権区画第5号の漁場の区域
座間味第1加入区	区画漁業権区画第9号の漁場の区域
座間味第2加入区	区画漁業権区画第10号の漁場の区域
八重山第1加入区	区画漁業権区画第18号の漁場の区域
八重山第2加入区	区画漁業権区画第21号の漁場の区域
八重山第3加入区	区画漁業権区画第22号の漁場の区域
八重山第4加入区	区画漁業権区画第23号の漁場の区域

## 沖縄県告示第529号

沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）第6条第2項（同規則第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、いるか漁業の許可の申請期間及び起業の認可の申請期間を平成20年9月1日から同月15日までと定めた。

平成20年8月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

---

## 公 告

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年8月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年10月16日 沖縄県指令土第799号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字登又98番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字登又173番地1 與那覇朝義
- 5 検査済証番号 平成20年8月11日 第2648号
- 6 工事完了年月日 平成20年7月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年8月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年11月8日 沖縄県指令土第845号、平成20年7月9日 沖縄県指令土第681号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字当間273番ほか9筆（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 中城村字当間340番地 財団法人沖縄県メモリアル整備協会 理事長 屋宜由章
- 5 検査済証番号 平成20年8月13日 第2649号
- 6 工事完了年月日 平成20年7月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年8月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年9月5日 沖縄県指令土第726号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城150番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山601番地の2 オアシスシロマ201 新里茂二
- 5 検査済証番号 平成20年8月20日 第2650号
- 6 工事完了年月日 平成20年7月16日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成20年8月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 運転者管理システム用電子計算機等の賃貸借（設置及び設定業務を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成20年6月27日

- 4 落札者の名称及び所在地 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 427,496,176円
- 6 契約の相手先を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成20年5月13日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成20年8月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 運転免許端末装置等一式の賃貸借（設置及び設定業務を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成20年7月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 160,939,245円
- 6 契約の相手先を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成20年6月10日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成20年8月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 運転免許ファイリング県間通信装置等一式の賃貸借（設置及び設定業務を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成20年7月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 59,745,672円
- 6 契約の相手先を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成20年6月10日

## 訓 令

沖縄県訓令第40号

沖縄県教育委員会教育長訓令第26号

庁 内 一 般  
教 育 庁

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程を次のように定める。

平成20年8月29日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多  
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 仲 村 守 和

**沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程**

(設置)

**第1条** 本県における食品の安全性及び食品に対する安心感（以下「食品の安全安心」という。）の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、沖縄県食品の安全安心推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食品の安全安心の確保に関する基本的な事項に関すること。
- (2) 食品の安全安心の確保に関する施策の推進に関すること。
- (3) 食品の安全安心に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関すること。
- (4) その他食品の安全安心の確保に関する必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、福祉保健部を担当する副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、福祉保健部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

**第4条** 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

**第6条** 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部を補佐する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は、福祉保健部保健衛生統括監をもって充てる。
- 5 副幹事長は、福祉保健部薬務衛生課長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

(関係者の出席)

**第7条** 本部長及び幹事長は、必要があると認めるときは、推進本部又は幹事会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第8条** 推進本部の庶務は、福祉保健部薬務衛生課において処理する。

(補則)

**第9条** この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年8月29日から施行する。

**別表第1** (第3条関係)

文化環境部長  
農林水産部長  
観光商工部長  
教育長

**別表第2** (第6条関係)

文化環境部県民生活課長  
福祉保健部健康増進課長  
農林水産部農林水産企画課長  
農林水産部流通政策課長  
農林水産部営農支援課長  
農林水産部園芸振興課長  
農林水産部糖業農産課長  
農林水産部畜産課長  
農林水産部森林緑地課長  
農林水産部水産課長

観光商工部新産業振興課長  
観光商工部商工振興課長  
教育庁保健体育課長

## 教育委員会事項

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8月29日

沖縄県教育委員会

委員長 伊 元 正 一

### 沖縄県教育委員会規則第13号

#### 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第13条の2第1項中「那覇市泊3丁目1番地の26」を「糸満市西崎一丁目1番1号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円